

件名	県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について
提案理由等	学校職員が、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすくするため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正に伴い、規則の一部改正を行うもの。

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の
一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

学校職員が、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすくするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 県立学校職員服務規程

- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児部分休業の取得形態に変更が生じた事に伴い、部分休業承認請求書及び部分休業取消簿を改正
- ・ 上記部分休業取消簿の改正に合わせて、修学部分休業取消簿及び高齢者部分休業取消簿の体裁を整えるため改正

(2) 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則

改正内容	改正前	改正後
介護休暇の取得範囲	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通して4時間を超えない範囲内	1日を通して4時間を超えない範囲内（勤務時間の始め又は終わり以外にも取得可能）
介護時間の取得範囲	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通して2時間を超えない範囲内	1日を通して2時間を超えない範囲内（勤務時間の始め又は終わり以外にも取得可能）
3歳に満たない子を養育する職員に対し、意向確認等の措置を講ずる期間	（規定無し）	子が1歳11ヶ月に達する日の翌々日から2歳11ヶ月に達する日の翌日までの1年間

3 施行期日

令和7（2025）年10月1日

4 参考 育児部分休業の取得形態の追加

改正前	改正後
・ 1日2時間が限度 ・ 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で取得	第1号部分休業〔従来の部分休業制度〕 ・ 1日2時間が限度 ・ 30分単位で取得 （勤務時間の始め又は終わり以外にも取得可能） 第2号部分休業 ・ 1年の期間において77時間30分（10日相当）の範囲内 ・ 1時間単位で取得

部 分 休 業 承 認 請 求 書				
申出対象期間			年度	
栃木県教育委員会 様 補職名 氏 名 次のとおり申出（変更）の上、部分休業の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年	月	日生
2 申 出	申出年月日	年	月	日
	申出の内容 (又は を記入)	申出の内容（変更後の内容も共通） 1日につき2時間を超えない範囲内（第1号部分休業） 1年につき77時間30分（非常勤職員については勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内（第2号部分休業）		
3 変 更	変更年月日	年	月	日
	変更後の内容 (又は を記入)	変 更 が 必 要 な 事 情	決 裁	
				本人の 確 認
4 備 考				

注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。

（写しでも可）

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入すること。

3 変更を行う場合は、子の養育に著しい支障が生じることが確認できる書類を添付すること。

4 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第3面を用いること。

5 該当する□には、レ印を記入すること。

(第2面)

決 裁			第1号部分休業の承認の請求をする期間		請求 月日	本人の 確 認	備 考	
			月 日	時 間				
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			
			月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで			

(第3面)

決 裁			第2号部分休業の承認の請求をする期間			残 時 間 数	請求 月日	本人の 確 認	備 考
			月 日	時 間	請 求 時間数				
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			
			月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分			

部 分 休 業 取 消 簿

学 校 長			部分休業の承認を取り消された時間			時間数	職 名	氏 名	本人の 確 認	備考
			日	午 前	午 後					
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

様式第14の 9 を次のように改める。

修 学 部 分 休 業 取 消 簿

学 校 長			部分休業の承認を取り消された時間			時間数	職 名	氏 名	本人の 確 認	備考
			日	午 前	午 後					
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

様式第14の12を次のように改める。

高 齢 者 部 分 休 業 取 消 簿

学 校 長			部分休業の承認を取り消された時間			時間数	職 名	氏 名	本人の 確 認	備考
			日	午 前	午 後					
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
			月 日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成7年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第12条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は____、1日を通じて4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。 (介護時間) 第12条の3 略 2 _____育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間__を超えない範囲内とする。 第19条 略 (3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間) 第20条 条例第16条の2第2項の教育委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。 第21条 略	第12条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u>、1日を通じて4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。 (介護時間) 第12条の3 略 2 <u>介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(育児休業法第19条第1項の規定による_____部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日_____については、当該_____2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)</u>を超えない範囲内とする。 第19条 略 第20条 略

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(教育政策課)